

## 社会保険労務ニュースレター

今回のテーマ： 社会保険実務に関する2020年4月からの主な変更点

2020年4月より開始される社会保険実務に関連する変更事項をまとめました。

### 電子申請の義務化

2019年5月31日にデジタル手続法が公布されました。これに伴い2020年4月から特定の法人事業所が行う社会保険・労働保険に関する一部の手続（賞与支払届、月額変更届、雇用保険被保険者資格取得・喪失届等）については電子申請が義務付けられます。

デジタル手続法制定の背景には、これまで各省庁がそれぞれシステムを構築していたところを、行政のコストダウンや手続きの利便性の向上を目的としてシステム設計の共通化を図ったことがあります。今後、入社・退職に伴う社会保険や税の手続きが一つのオンライン窓口からワンストップで行えるようになり、従業員の情報を保管する企業のインターフェイスから行政への情報共有を可能にすることで企業の手続き業務負担が軽減されたりといった展開が想定されています。

なお現在は電子申請をするには電子証明書の取得が必要ですが、2020年4月からは無料で取得できるIDとパスワード（G Biz ID）があれば電子証明が無くても電子申請が可能になります（詳細は<https://gbiz-id.go.jp>をご確認ください）。

### 扶養認定要件の追加

健康保険の被保険者に扶養されている者（被扶養者）の認定要件に新たに国内居住要件が追加されます。

#### ① 国内居住要件の考え方

日本国内に住所があるかどうかは住民票の有無により判断されます。

このため被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは原則として国内居住要件を満たすこととなります。

#### ②国内居住要件の例外となる場合（要証明書類）

住民票が無い場合であっても以下については国内居住要件の例外として取り扱われます。

- (1)外国において留学をする学生
- (2)外国に赴任する被保険者に同行する者
- (3)観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者
- (4)被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、(2)と同等と認められる者
- (5) (1)から(4)までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

### 雇用保険 高年齢被保険者の保険料免除期間終了

65歳以上の高年齢被保険者に対する雇用保険料免除期間が終了することに伴い、2020年4月より従業員負担分・事業主負担分共に雇用保険料を徴収する必要があります。

### もう少し補足！

税扶養についても、2023年1月以降、日本国外に居住する親族の扶養認定に関する要件が変更になります。控除親族の対象者から30歳以上70歳未満の国外居住親族を除外、ただし年間38万円以上の送金を受けている場合やその他いくつかの条件に該当する場合は適用対象となります。